

# 下松市・記者発表（配布）資料

令和7年2月20日

部 課 名	課 長	担 当	連 絡 先 (直 通)
総務部 防災危機管理課	田村 貴恵	西本 圭佑	0833-45-1832
1. 件 名	下松市災害時協力井戸の登録募集について		
2. 目 的	災害による断水時に、トイレや掃除等に使用する生活用水を確保するため、無償で市民の利用に協力していただける井戸（災害時協力井戸）の登録を募集するもの。		
3. 日 時	受付開始：令和7年3月3日（月）から		
4. 方 法	受付方法：災害時協力井戸登録申出書を担当窓口へ提出 （郵送、ファックス、メール可）		
5. 主催者	下松市		
6. 内 容	詳細については、別添の「下松市災害時協力井戸の登録募集について」及び「下松市災害時協力井戸制度について」（A4両面刷り）をご確認ください。		
7. その他	—		

# 下松市災害時協力井戸の登録募集について

市HPはこちら→



災害による断水時に、トイレや掃除等に使用する生活用水を確保するため、無償で市民の利用に協力していただける災害時協力井戸の登録を募集します。

井戸をお持ちの方で当制度の趣旨にご賛同いただける場合は、地域での助け合いに、ぜひご協力をお願いします。

## 1. 登録の要件

登録いただける井戸は、次に掲げる要件のすべてを満たすものです。

- (1) 市内に所在する井戸であること。
- (2) 現在使用している井戸で、今後も使用可能なものであること。
- (3) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (4) 安全に取水でき、生活用水として使用できる水質であること。
- (5) 広く周知を行うため、井戸の所在地等を公表することに所有者等の同意が得られること。



## 2. 登録及び公表の方法

登録及び公表の方法は、次のとおりです。

- (1) 災害時協力井戸登録申出書（別記第1号様式）に必要事項を記入し、防災危機管理課へ提出してください。
- (2) 申出書の内容を審査（必要に応じて現地調査）した上で、登録の可否を決定し、災害時協力井戸登録決定通知書（別記第2号様式）により通知及び登録標識の交付を行います。
- (3) 交付された登録標識は、利用者が見やすい場所に掲示してください。
- (4) 登録した井戸の所在地等の情報は、同意を得た範囲で、市ホームページなどで公表します。

## 3. 登録後のお願い

登録後は、次のことにご留意いただくようお願いします。

- (1) 普段から井戸水を使用するなど、可能な範囲で定期的な点検を心がけましょう。
- (2) 災害による断水が発生したら井戸の状態や周囲の安全を確認し、可能な範囲で自主的に井戸水を地域住民の方に提供してください。（※ご自身やご家族の安全確保を優先してください。）
- (3) 登録した井戸について、所有者等の使用を制限したり、災害時に必ず井戸水を提供することを義務付けたりするものではありません。
- (4) 所有者等の厚意に基づく地域での助け合いの制度のため、市が水質検査をしたり、維持管理に要する費用等を助成したりすることはありません。
- (5) 井戸水を提供する際、念のため飲用水として提供するものでない旨をお伝えください。
- (6) 登録の内容に変更が生じた場合は、災害時協力井戸登録変更届出書（別記第3号様式）を提出してください。
- (7) 登録の解除を希望する場合は、災害時協力井戸登録解除申出書（別記第4号様式）を提出するとともに、交付された登録標識を返還してください。

## 4. その他

制度については、「下松市災害時協力井戸制度について」をご確認ください。

# 下松市災害時協力井戸制度について

市HPはこちら→



大規模災害が発生した際には、長期間の断水により、飲用水以外のトイレや掃除等に使用する生活用水の不足が懸念されます。

このような場合に備え、市内にある生活用水を供給できる井戸のうち所有者等の承諾を得たものについて、災害時協力井戸（以下「協力井戸」という。）として登録・公表し、いざという時に市民の皆さまに生活用水としてご利用いただくという地域での助け合い（共助）の制度です。

## 1. 登録募集

協力井戸の登録を募集します。

詳細については、「下松市災害時協力井戸の登録募集について」をご確認ください。



## 2. 登録情報の公表

登録された協力井戸については、「一覧」及び「位置図」で公表します。

※所有者等が災害時のみ公表を希望される場合、平常時には所在地を掲載していません。

## 3. 利用条件

協力井戸は、次に掲げる利用条件やマナーを守ってご利用ください。

- (1) 協力井戸の利用は、所有者等の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (2) 協力井戸の利用に当たっては、所有者等の指示に従うこと。
- (3) 協力井戸の利用は、災害（による断水）時に限ること。
- (4) 協力井戸の利用は、所有者等の承諾が得られた場合を除き、日中に限ること。
- (5) 井戸水は、生活用水として利用すること。（※飲用水として提供するものではありません。）
- (6) 協力井戸の利用は、利用者の責任によるものとし、当該利用により何らかの被害を受けた場合においても、市及び所有者等はその責めを負わないこと。
- (7) 所有者等が、状況によって協力井戸の利用を中止又は制限する場合があること。
- (8) 井戸水を運ぶ容器は利用者が用意し、運搬も利用者が行うこと。
- (9) 協力井戸の利用に当たっては、利用者同士で譲り合い、長時間の占有やトラブルのないように努めること。
- (10) その他、周りの方々に迷惑となるような行為は慎むこと。

## 4. その他

詳細については、「下松市災害時協力井戸制度実施要綱」をご確認ください。



### 【担当窓口】

〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号  
下松市総務部防災危機管理課 市役所3階③番  
TEL：0833-45-1832  
FAX：0833-44-2459  
Mail：bousai@city.kudamatsu.lg.jp